

高知市資格取得助成金

企業の人材定着支援として、市内中小企業が新規雇用者等に業務上必要な資格を取得させた場合に、企業が負担した費用の一部を市が助成します。

助成対象事業者	<ul style="list-style-type: none">・中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者又は同法第2条第5項に規定する 小規模企業者であること。・高知市において雇用保険法第5条第1項に規定する適用事業を行うものであって、事業所非該当の承認を受けていないこと。 ※ただし、高知市税を滞納している場合などは対象となりません。
労働者の要件	<ul style="list-style-type: none">・市への申請時において34歳以下の者であること。・正規雇用者として採用後5年以内の者であること。
対象となる資格など	<ul style="list-style-type: none">・法令に基づく国家資格・職業能力開発促進法第44条第1項に定める技能検定 ※私的活用の度合いが大きいものや、支援の対象として適当でない資格等は対象外です。
助成対象経費	<ul style="list-style-type: none">・国家資格等の取得に係る受講料及び受験料等・技能検定の受講手数料 ※消費税及び地方消費税に相当する額は助成の対象外です。
助成率	助成対象経費の2/3(1,000円未満切り捨て)
助成限度額	対象労働者1人当たり 10万円 ※上限2名まで
注意事項	<ul style="list-style-type: none">・1労働者につき年度内に申請できるのは1回限りです。・同一年度内に労働者2名分の申請ができます。・資格取得後、6か月以内に交付申請をお願いします。・予算が無くなり次第終了します。



助成の要件や申請方法などについて、詳しくはこちらからご確認ください。

お問い合わせはこちらから



本事業は新規雇用者等の定着支援を目的とした事業です。後日、定着状況等についてアンケートを実施しますのでご協力をお願いします！



【お問い合わせ先】

高知市産業政策課

TEL: 088-823-9456

〒780-8571 高知市本町5丁目1-45

Mail: kc-150600@city.kochi.lg.jp